

長野県福祉のまちづくり条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(特定施設の新築等の届出)</p> <p>第4条 条例第15条に規定する特定施設の新築等をしようとする者は、<u>条例第16条第1項の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17号に規定する特別特定建築物のうち床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計2,000平方メートル（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第5条第1号、第2号及び第8号から第10号までに掲げる特別特定建築物（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設を除く。）にあっては1,000平方メートル、政令第5条第18号に規定する公衆便所にあっては50平方メートル）以上の建築物に係るものに限る。）をした場合（知事が別に定める場合を除く。）を除き、特定施設新築等届出書（様式第1号）に、付近の見取図、配置図、平面図その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（工事完了の届出）</u></p>	<p>(特定施設の新築等の届出)</p> <p>第4条 条例第16条第1項の規定による届出は、特定施設新築等届出書（様式第1号）に、付近の見取図、配置図、平面図その他知事が必要と認める書類を添えて<u>しなければならない。</u></p>
<p>第7条 条例第16条第3項の規定による届出は、特定施設新築等工事完了届出書（様式第3号）に、写真その他知事が必要と認める書類を添えて<u>しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(適合証の交付の請求)</p> <p>第8条 条例第21条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第4号）に、特定施設の特定施設整備基準への適合状況を明らかにした書類を添えて<u>しなければならない。</u></p>	<p>(適合証の交付の請求)</p> <p>第7条 条例第21条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第3号）に、特定施設の特定施設整備基準への適合状況を明らかにした書類を添えて<u>なければならない。</u></p>
<p>(身分証明書)</p>	<p>(身分証明書)</p>
<p>第9条 条例第24条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、<u>様式第5号</u>によるものとする。</p>	<p>第8条 条例第24条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、<u>様式第4号</u>によるものとする。</p>
<p>第10条 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p>
<p><u>(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)</u></p>	
<p>第11条 条例第28条第1項の規則で定める事項は、別表第3のとおりとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 条例第28条第2項の規則で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。</p>	

改正案	現行																								
<p>(1) 条例第28条第2項に規定する増築等に係る部分</p> <p>(2) 政令第18条第1項第1号に規定する道等（以下この項において「道等」という。）から前号に掲げる部分にある同条第1項第1号に規定する利用居室（以下この項において「利用居室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、政令第6条第2号に規定する廊下等（以下この項及び別表第3において「廊下等」という。）、同条第3号に規定する階段（以下この項及び同表において「階段」という。）、同条第4号に規定する傾斜路（以下この項及び同表において「傾斜路」という。）、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から政令第14条第1項第1号に規定する車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場</p> <p>(6) 政令第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p>	<p>第10条 （略）</p> <p>(別表第1) (第2条関係)</p> <p>1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）及びその部分</p> <table border="1" data-bbox="1176 1236 2072 1436"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>用途</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会福祉施設</td> <td>(略)</td> <td>全施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護保険法（平成9年法律第123号）第8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	用途	範囲	(略)	(略)	(略)	(2) 社会福祉施設	(略)	全施設		介護保険法（平成9年法律第123号）第8													
区分	用途	範囲																							
(略)	(略)	(略)																							
(2) 社会福祉施設	(略)	全施設																							
	介護保険法（平成9年法律第123号）第8																								
<p>第12条 （略）</p> <p>(別表第1) (第2条関係)</p> <p>1 建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）及びその部分</p> <table border="1" data-bbox="183 1236 1070 1436"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>用途</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会福祉施設</td> <td>(略)</td> <td>全施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護保険法（平成9年法律第123号）第8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	用途	範囲	(略)	(略)	(略)	(2) 社会福祉施設	(略)	全施設		介護保険法（平成9年法律第123号）第8		<p>第10条 （略）</p> <p>(別表第1) (第2条関係)</p> <p>1 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）及びその部分</p> <table border="1" data-bbox="1176 1236 2072 1436"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>用途</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会福祉施設</td> <td>(略)</td> <td>全施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護保険法（平成9年法律第123号）第8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	用途	範囲	(略)	(略)	(略)	(2) 社会福祉施設	(略)	全施設		介護保険法（平成9年法律第123号）第8	
区分	用途	範囲																							
(略)	(略)	(略)																							
(2) 社会福祉施設	(略)	全施設																							
	介護保険法（平成9年法律第123号）第8																								
区分	用途	範囲																							
(略)	(略)	(略)																							
(2) 社会福祉施設	(略)	全施設																							
	介護保険法（平成9年法律第123号）第8																								

改正案			現行		
	条第28項に規定する介護老人保健施設 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (略)			条第27項に規定する介護老人保健施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 店舗	(略)	全施設	(9) 店舗	(略)	全施設
	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業を営む店舗 (略)	(略)		ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する一般電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業を営む店舗 (略)	(略)
(10) その他	(略)	(略)	(10) その他	(略)	(略)
	第10条に規定する公共的団体の事務所			第9条に規定する公共的団体の事務所	
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 道路等
(略)

(別表第2) (第3条関係)

1 特定施設のうち建築物に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口又は不特定かつ多数の者が利用する各室(用途面積が2,000平方メートル未満の特定施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。(2)において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合にあつては、当該戸は、自

2 道路等
(略)

(別表第2) (第3条関係)

1 特定施設のうち建築物に関する基準

部分	基準
(1) 出入口	直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口又は不特定かつ多数の者が利用する各室(用途面積が2,000平方メートル未満の特定施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。(2)において同じ。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合にあつては、当該戸は、自

改正案		現行	
	<p>動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下この表において「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>		<p>動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下この表において「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
<p>(2) 廊下その他これに類するもの (以下この表において「廊下等」という。)</p>	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段を設ける場合にあつては、当該段は、(3)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の(1)に定める構造の各出入口(共同住宅の場合にあつては、直接地上へ通ずる(1)に定める構造の出入口がある階に設けられる各住戸の出入口)に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路にあつては、次に定める構造とすること。この場合において、(4)のイに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>(ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること(共同住宅の場合を除く。)</p> <p>(ウ) 高低差がある場合にあつては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使</p>	<p>(2) 廊下その他これに類するもの (以下この表において「廊下等」という。)</p>	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段を設ける場合にあつては、当該段は、(3)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の(1)に定める構造の各出入口(共同住宅の場合にあつては、直接地上へ通ずる(1)に定める構造の出入口がある階に設けられる各住戸の出入口)に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路にあつては、次に定める構造とすること。この場合において、(4)のイに定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>(ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること(共同住宅の場合を除く。)</p> <p>(ウ) 高低差がある場合にあつては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使</p>

改正案	現行
<p> 用者の利用に供するものをいう。以下この表において同じ。)を設けること。 (エ) (1)に定める構造の出入口並びに(4)のイに定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 エ (2)のウの(ウ)に規定する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1(傾斜路の高低差が16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。 (ウ) 高低差が75センチメートルを超える場合にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 (エ) 手すりを設けること。 (オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (カ) 縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。 (キ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする(教育施設又は共同住宅の場合を除く。) (ク) 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。)を敷設すること(教育施設又は </p>	<p> 用者の利用に供するものをいう。以下この表において同じ。)を設けること。 (エ) (1)に定める構造の出入口並びに(4)のイに定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 エ (2)のウの(ウ)に規定する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1(傾斜路の高低差が16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。 (ウ) 高低差が75センチメートルを超える場合にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。 (エ) 手すりを設けること。 (オ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (カ) 縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。 (キ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする(教育施設又は共同住宅の場合を除く。) (ク) 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。)を敷設すること(教育施設又は </p>

改正案		現行	
	共同住宅の場合を除く。)		共同住宅の場合を除く。)
	オ 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から案内所又は案内標示等(視覚障害者に対し特定施設全体の利用に関する情報提供を行うものに限る。)を設置した場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にあつては、この限りでない。		オ 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から案内所又は案内標示等(視覚障害者に対し特定施設全体の利用に関する情報提供を行うものに限る。)を設置した場所までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下この表において「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にあつては、この限りでない。
(3) 階段(その踊場を含む。以下この表において同じ。)	不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 主たる階段には、 <u>回り階段</u> を設けないこと。 (ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (エ) つまづきにくい構造とすること。 (オ) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとする(教育施設又は共同住宅の場合を除く。))。	(3) 階段(その踊場を含む。以下この表において同じ。)	不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 主たる階段には、 <u>回り段</u> を設けないこと。 (ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (エ) つまづきにくい構造とすること。 (オ) 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとする(教育施設又は共同住宅の場合を除く。))。

改正案		現行	
	(カ) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。）。		(カ) 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。）。
(4) 昇降機	<p>ア 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定施設（複合施設の共用部分以外の特定施設の場合にあっては、用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に(6)のイに定める基準に適合する部分が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ アに規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>(エ) かご内には、かごが停止する予定の階を表示す装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(オ) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(カ) かご内の側板には手すりを設けること。</p> <p>(キ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸</p>	(4) 昇降機	<p>ア 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定施設（複合施設の共用部分以外の特定施設の場合にあっては、用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に(6)のイに定める基準に適合する部分が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>イ アに規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>(イ) かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>(エ) かご内には、かごが停止する予定の階を表示す装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(オ) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(カ) かご内の側板には手すりを設けること。</p> <p>(キ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸</p>

改正案		現行	
	<p>の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(ク) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ケ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(コ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((ケ)に規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(サ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>(シ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。</p> <p><u>(ス) アに規定するエレベーターを設置した旨を、乗降ロビーに見やすい方法で表示すること。</u></p>		<p>の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(ク) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ケ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>(コ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((ケ)に規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(サ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>(シ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。</p>
(5) 便所	<p>ア 便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)は、次に定める基準に適合するもの(用途面積が1,000平方メートル未満の特定施設(公衆便所又は複合施設の共用部分の場合を除く。)にあつては、(ア)のb及び(オ)に定める構造のもの)とすること。</p> <p>(ア) 次に定める構造の便房(以下この表において「車いす使用者用便房」という。)が設けられていること。</p> <p>a 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されているこ</p>	(5) 便所	<p>ア 便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)は、次に定める基準に適合するもの(用途面積が1,000平方メートル未満の特定施設(公衆便所又は複合施設の共用部分の場合を除く。)にあつては、(ア)のb及び(オ)に定める構造のもの)とすること。</p> <p>(ア) 次に定める構造の便房(以下この表において「車いす使用者用便房」という。)が設けられていること。</p> <p>a 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されているこ</p>

改正案		現行	
	<p>と。</p> <p>b 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者用便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(エ) 車いす使用者用便房を設置した旨を、<u>当該便房の出入口の戸及び当該便房を有する便所の出入口付近に見やすい方法</u>で表示すること。</p> <p>(オ) 洗面器を設ける場合にあつては、レバー式、光感知式その他操作が容易な洗面器を1以上設けること。</p> <p>イ 小便器のある便所を設ける場合にあつては、<u>床置き式の小便器又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)</u>のある便所を1以上設けること。</p>		<p>と。</p> <p>b 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者用便房の出入口の戸及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合における当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(エ) 車いす使用者用便房を設置した旨を、<u>当該便房を有する便所の出入口付近に見やすい方法</u>で表示すること。</p> <p>(オ) 洗面器を設ける場合にあつては、レバー式、光感知式その他操作が容易な洗面器を1以上設けること。</p> <p>イ 小便器のある便所を設ける場合にあつては、<u>床置き式の小便器</u>のある便所を1以上設けること。</p>
(6) 駐車場	<p>ア 車いす使用者が利用する自動車の駐車のために供する部分(以下この表において「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること(特定施設に付属する駐車場で、特殊装置のみを用いるもの又は駐車台数が25台未満のものを除く。)</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(ウに定める構造の駐車場内の通路又は(7)のアからウまでに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離</p>	(6) 駐車場	<p>ア 車いす使用者が利用する自動車の駐車のために供する部分(以下この表において「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること(特定施設に付属する駐車場で、特殊装置のみを用いるもの又は駐車台数が25台未満のものを除く。)</p> <p>イ 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(ウに定める構造の駐車場内の通路又は(7)のアからウまでに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離</p>

改正案		現行	
	<p>ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路のうち駐車場内の通路は、(7)のウからウまでに定める構造に準じたものとする。</p>		<p>ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路のうち駐車場内の通路は、(7)のウからウまでに定める構造に準じたものとする。</p>
(7) 敷地内の通路	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段を設ける場合にあつては、当該段は、(3)の(ア)から(オ)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から当該特定施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高低差がある場合にあつては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(ウ) 通路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。</p> <p>エ 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること(教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。)</p>	(7) 敷地内の通路	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 段を設ける場合にあつては、当該段は、(3)の(ア)から(オ)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる(1)に定める構造の各出入口から当該特定施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高低差がある場合にあつては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(ウ) 通路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。</p> <p>エ 直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること(教育施設、自動車車庫又は共同住宅の場合を除く。)</p>

改正案		現行	
	<p>(ア) 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>(イ) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>オ ウの(イ)に規定する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 傾斜路及びその踊場は、(2)のエの(ア)から(カ)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(イ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)</p>		<p>(ア) 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>(イ) 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>オ ウの(イ)に規定する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 傾斜路及びその踊場は、(2)のエの(ア)から(カ)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(イ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする(教育施設又は共同住宅の場合を除く。)</p>
(8) 客席	<p>ア 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂で、固定式の席を設ける場合にあっては、席数を200で除して得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げ、その数が10を超えるときは10とする。)の人数分以上車いす使用者が利用できる部分を設けること。</p> <p>イ アに規定する車いす使用者が利用できる部分は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から、当該車いす使用者が利用できる部分に至る経路(ウに定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 車いす使用者1人につき、幅は85センチメートル以上とし、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p>	(8) 客席	<p>ア 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂で、固定式の席を設ける場合にあっては、席数を200で除して得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げ、その数が10を超えるときは10とする。)の人数分以上車いす使用者が利用できる部分を設けること。</p> <p>イ アに規定する車いす使用者が利用できる部分は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(ア) 車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から、当該車いす使用者が利用できる部分に至る経路(ウに定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 車いす使用者1人につき、幅は85センチメートル以上とし、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p>

改正案		現行	
	ウ アに規定する車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る客席内の通路のうち1以上の客席内の通路は、次に定める基準に適合するものとする。こと。 (ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 (イ) 高低差がある場合にあつては、(2)のエの(ア)から(カ)までに定める構造に準じた傾斜路を設けること。		ウ アに規定する車いす使用者が利用できる部分へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る客席内の通路のうち1以上の客席内の通路は、次に定める基準に適合するものとする。こと。 (ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。 (イ) 高低差がある場合にあつては、(2)のエの(ア)から(カ)までに定める構造に準じた傾斜路を設けること。
(9) 改札口	改札口(公共の交通機関の施設における改札口をいう。)のうち1以上は、(1)の(ア)及び(ウ)に定める構造に準じたものとする。こと。	(9) 改札口	改札口(公共の交通機関の施設における改札口をいう。)のうち1以上は、(1)の(ア)及び(ウ)に定める構造に準じたものとする。こと。
(10) 案内標示	ア 案内板を設ける場合にあつては、次に定める基準に適合するものとする。こと。 (ア) 文字は、表示内容が容易に読み取れる大きさとすること。 (イ) 見やすい位置に設けること。 イ 医療施設等のうち不特定かつ多数の者が利用するものの窓口には、呼出しのための文字による情報を表示する設備を1以上設けること。	(10) 案内標示	案内板を設ける場合にあつては、次に定める基準に適合するものとする。こと。 (ア) 文字は、表示内容が容易に読み取れる大きさとすること。 (イ) 見やすい位置に設けること。
(11) ホテル又は旅館の客室	客室の総数が50室以上のホテル又は旅館にあつては、非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。	(新設)	

2 特定施設のうち道路に関する基準

部分	基準
歩道	ア 表面は、滑りにくくかつ平坦なものとする。こと。 イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。 ウ 段差の切下部分の勾配は、100分の8を超えないこと。 エ 次に掲げる部分の段差は、切り下げること。 (ア) 歩道の巻き込み部分

2 特定施設のうち道路に関する基準

部分	基準
歩道	ア 表面は、滑りにくくかつ平坦なものとする。こと。 イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。 ウ 段差の切下部分の勾配は、100分の8を超えないこと。 エ 次に掲げる部分の段差は、切り下げること。 (ア) 歩道の巻き込み部分

改正案		現行	
	(イ) 歩道が横断歩道と接する部分 (ウ) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分 オ 歩道を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。 カ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合にあつては、他の部分と対比することができる色調及び明度のものとする。		(イ) 歩道が横断歩道と接する部分 (ウ) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分 オ 歩道を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。 カ 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合にあつては、他の部分と対比することができる色調及び明度のものとする。
3 特定施設のうち公園に関する基準		3 特定施設のうち公園に関する基準	
部分	基準	部分	基準
(1) 出入口	出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	(1) 出入口	出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
(2) 園路	ア 主要な園路のうち1以上は、(1)に定める構造の出入口と接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。 (ア) 表面は、滑りにくくかつ平坦なものとする。こと。 (イ) 幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ウ) 園路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。 (エ) 縦断勾配は100分の8を超えないものとし、100分の3以上の勾配が50メートル以上続く場合にあつては、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。 (オ) 縁石を切り下げる場合にあつては、切下部分の長さは120センチメートル以上とし、当該切下部分に接する部分の勾配は100分の8を超えないこと。 イ 階段を設ける場合にあつては、1の(3)に定める	(2) 園路	ア 主要な園路のうち1以上は、(1)に定める構造の出入口と接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。 (ア) 表面は、滑りにくくかつ平坦なものとする。こと。 (イ) 幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ウ) 園路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まない溝ぶたを設けること。 (エ) 縦断勾配は100分の8を超えないものとし、100分の3以上の勾配が50メートル以上続く場合にあつては、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。 (オ) 縁石を切り下げる場合にあつては、切下部分の長さは120センチメートル以上とし、当該切下部分に接する部分の勾配は100分の8を超えないこと。 イ 階段を設ける場合にあつては、1の(3)に定める

改正案		現行	
	構造に準じたものとする。		構造に準じたものとする。
(3) 駐車場	ア 車いす使用者用駐車施設を設けること（特殊装置のみを用いる駐車場又は駐車台数が25台未満の駐車場を除く。）。 イ 車いす使用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。 ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。	(3) 駐車場	ア 車いす使用者用駐車施設を設けること（特殊装置のみを用いる駐車場又は駐車台数が25台未満の駐車場を除く。）。 イ 車いす使用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。 ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。
(4) 案内標示	案内板を設ける場合にあつては、 <u>1の(10)のア</u> に定める基準に準じたものとする。	(4) 案内標示	案内板を設ける場合にあつては、 <u>1の(10)</u> に定める基準に準じたものとする。
4 特定施設のうち路外駐車場に関する基準		4 特定施設のうち路外駐車場に関する基準	
部分	基準	部分	基準
(1) 出入口	1以上の出入口は、1の(1)の(ア)及び(ウ)に定める構造に準じたものとする。	(1) 出入口	1以上の出入口は、1の(1)の(ア)及び(ウ)に定める構造に準じたものとする。
(2) 駐車場	ア 車いす使用者用駐車施設を設けること。 イ 車いす使用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。 ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。	(2) 駐車場	ア 車いす使用者用駐車施設を設けること。 イ 車いす使用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。 ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。
(備考) 1から4までに定める基準は、地形、敷地の状況、沿道の利用状況その他のやむを得ない理由により当該基準によることが著しく困難であると知事が認める場合又は当該基準に定められていない構造若しくは設備により当該基準によるものと同等以上に安全かつ容易に利用できる		(備考) 1から4までに定める基準は、地形、敷地の状況、沿道の利用状況その他のやむを得ない理由により当該基準によることが著しく困難であると知事が認める場合又は当該基準に定められていない構造若しくは設備により当該基準によるものと同等以上に安全かつ容易に利用できる	
(別表第3) (第11条関係)		(新設)	
建築物移動等円滑化基準に付加する事項			
建築物特定施設	事項		
(1) 階段	ア 踊場に手すりを設けること。 イ 主たる階段は、回り階段でないこと。		

改正案		現行
(2) 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路(勾配が12分の1以下のものを除く。(5)において同じ。)	縁端部に高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること	
(3) 便所	<p>ア 床面積の合計が2,000平方メートル以上の特別特定建築物（政令第5条第1号、第9号、第10号及び第19号に掲げるものを除く。）にあつては、便所のうち1以上は、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(ア) ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上（便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸及び当該便房を有する便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(イ) ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>イ 床面積の合計が10,000平方メートル以上の特別特定建築物（政令第5条第3号から第8号まで及び第11号から第16号までに掲げるものに限る。）にあつては、ベッドその他の障害者等が円滑に衣類等の交換ができる設備を設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ウ 洗面器を設ける場合にあつては、レバー式、光感知式その他操作が容易な洗面器を1以上設けること。</p>	
(4) ホテル又は旅館の客室	客室の総数が50室以上のホテル又は旅館にあつては、非常時の情報を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を1以上設けること。	

改正案		現行
(5) 敷地内の 通路	傾斜路の縁端部には、高さ5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設けること。	
(6) 移動等円 滑化経路	<p>ア 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等の末端の付近の構造は車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分を設けること。</p> <p>イ 当該移動等円滑化経路を構成する通路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ及び車椅子のキャスターが落ち込まない溝蓋を設けること。</p> <p>ウ 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターその他の昇降機（政令第18条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を除く。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) かご内の側板には手すりを設けること。</p> <p>(イ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p>	